

# 平成17年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会会議録

## 目 次

招集告示	1
会 期	1
応招議員・不応招議員	2
9月30日(金)	
○議事日程	3
○出席議員・欠席議員	4
○説明のための出席者	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○議長のあいさつ	5
○管理者のあいさつ	5
○議事日程の報告	6
○日程第1、会議録署名議員の指名	6
○日程第2、会期の決定	6
○日程第3、諸報告	6
○日程第4、平成16年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算 認定について(議案第14号)	7
○日程第5、坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員その他非常勤の職員の公 務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件(議案第15 号)	10
○日程について	11
○日程第6、埼玉県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数 の減少及び同組合の財産処分について(議案第16号)	11
○日程第7、埼玉県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数 の増加及び同組合の規約の一部変更について(議案第17号)	11
○日程第8、一般質問	12
○議長のあいさつ	18
○管理者のあいさつ	18
○閉会の宣告	20

○ 招 集 告 示

坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第24号

平成17年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成17年9月1日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者 伊 利 仁

記

- 1 期 日 平成17年9月30日
  - 2 場 所 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議事堂
- 

○会 期

平成17年9月30日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	中 島 信 夫	議員	2 番	大 曾 根 英 明	議員
3 番	石 川 清	議員	4 番	藤 原 建 志	議員
5 番	山 中 基 充	議員	6 番	大 山 茂	議員
7 番	西 村 武 次	議員	8 番	福 田 耕 三	議員
9 番	森 田 正 男	議員	10 番	神 田 久 純	議員
11 番	滑 川 光 彌	議員	12 番	高 橋 信 次	議員

不応招議員（なし）

## 平成17年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会 第1日

平成17年9月30日(金)

○議事日程(第1号)

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸報告

(1)現金出納検査の結果について(監査報告第3号)

(2)議事説明者について

日程第 4 平成16年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定について(議案第14号)

日程第 5 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件(議案第15号)

日程第 6 埼玉県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の財産処分について(議案第16号)

日程第 7 埼玉県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約の一部変更について(議案第17号)

日程第 8 一般質問

午前10時開会

出席議員（12名）

1番	中島信夫	議員	2番	大曾根英明	議員
3番	石川清	議員	4番	藤原建志	議員
5番	山中基充	議員	6番	大山茂	議員
7番	西村武次	議員	8番	福田耕三	議員
9番	森田正男	議員	10番	神田久純	議員
11番	滑川光彌	議員	12番	高橋信次	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管理者	伊利仁	副管理者	品川義雄
収入役	池畑勝一	監査委員	菅沼明之
事務局長	田中浅男	事務局次長	金子久夫
事務局次長	柳沢弘	事務局次長	中河渡夫
総務課長	新井邦男	業務課長	吉田文夫
業務課長	内田好久	建設課長	杉田泰明
業務課長	森田進一	水処理一長	栗原茂夫
水処理一長	矢作芳和		

事務局職員出席者

書記	新井正美	書記	宇津木優明
書記	中田真一		

### ◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

○藤原建志議長 現在の出席議員12人全員であります。よって、定足数に達しております。

ただいまから平成17年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



### ◎議長のあいさつ

○藤原建志議長 開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

平成17年9月第3回定例会のご案内を申し上げましたところ、大変お忙しい中、早朝より全員のご出席を賜り、まことにありがとうございます。本日提案されております議案は、平成16年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算の認定のほか、重要議案が提出されております。

何とぞ慎重ご審議をいただき、本定例会が無事に終了できますようご協力をお願い申し上げます。簡単ではございますが、ごあいさつといたします。



### ◎管理者のあいさつ

○藤原建志議長 管理者よりごあいさつをお願いいたします。

伊利管理者。

○伊利 仁管理者 議員の皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成17年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、極めてご多用の中、ご健勝にてご出席を賜りまして、ここに議会の成立を見ることができましたことは、本組合発展のため、まことにご同慶にたえないところでありまして、衷心より厚く御礼を申し上げる次第であります。

さて、本年度も第二・四半期を終えようとしておりますが、公共下水道管渠布設工事も順調に進捗をいたしており、下水道普及促進に向け鋭意努力をいたしておるところでありますので、議員各位におかれましては引き続きご理解、ご協力をお願いを申し上げる次第であります。

本日、ご提案申し上げます議案につきましては、平成16年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定のほか3件でございますが、いずれも本組合運営上重要な案件でございます。何とぞ慎重ご審議を賜りまして、適切なるご結論をいただきますよう心からお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。

何とぞよろしくお願い申し上げます。



### ◎議事日程の報告

○藤原建志議長 書記をして、本日の議事日程を朗読いたさせます。

宇津木書記。

○宇津木優明書記 (議事日程朗読)



### ◎会議録署名議員の指名

○藤原建志議長 ただいまから本日の議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、

3番 石川 清 議員

5番 山中 基 充 議員

を指名いたします。



### ◎会期の決定

○藤原建志議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○藤原建志議長 ご異議なしと認めます。

よって、平成17年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。



### ◎諸報告

○藤原建志議長 日程第3、諸報告をいたします。

監査委員から、平成17年5月から7月分に係る現金出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

続いて、今期定例会に議事説明者として出席通知のありました者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。



◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤原建志議長 日程第4、平成16年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定について（議案第14号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○伊利 仁管理者 ただいま議題となっております議案第14号 平成16年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定について、提案の理由を申し上げます。

平成16年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算につきましては、去る7月21日に監査委員さんに審査をお願いしたところ、いずれも計数的に正確であり、かつ内容も正当なものと認められましたので、その意見書並びに行政報告書を付して、議会の認定をいただきたく、提案いたしました次第であります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご認定を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○藤原建志議長 これより本案に対する内容説明を求めます。

最初に、新井総務課長。

○新井邦男総務課長 （内容説明）

○藤原建志議長 次に、杉田建設課長。

○杉田泰明建設課長 （内容説明）

○藤原建志議長 次に、栗原水処理センター所長。

○栗原茂夫水処理センター所長 （内容説明）

○藤原建志議長 続いて、森田管理課長。

○森田進一管理課長 （内容説明）

○藤原建志議長 これより質疑に入ります。

5番、山中基充議員。

○5番（山中基充議員） 5番、山中基充でございます。質疑をさせていただきます。

まず、歳入の方の2款使用料及び手数料の部分の不納欠損等の収入未済ということで、一応不納欠損分113件というご説明がありましたけれども、そういった中身について、もうちょっと詳しくご説明をいただきたいと思います。

あと、不納欠損に関しましては800万円ほど大幅な減になっておりますので、その点についても徴収ご努力等も反映されたかと思えますけれども、ご説明をお願いいたします。

続きまして、歳出の19ページ、20ページ、公共下水道事業費の中で、補償料及び負担金ということで22節の、こちら13節より流用、15節より流用と、また同様に23ページ、24ページ、こちらは公共下水道事業費ですけれども、こちらのところにも公共下水道事業費の22節、やっぱりこちらも補償関係ですけれども、15節より流用ということで、流用が発生しております。この辺の中身についてご説明をお願いいたします。

以上です。

○藤原建志議長 吉田業務課長、答弁。

○吉田文夫業務課長 お答えいたします。

不納欠損の関係でございますけれども、内容の詳細について申し上げますと、813件の内訳ですが、所在不明730件、157万7,580円、それと会社倒産57万3,525円の21件、死亡18万1,552円の33件等、主なものでございます。

それと、不納欠損のこの減少した原因でございますけれども、昨年と比べて不納欠損が減ったということでございますが、これは大口の未納を抱えた会社がございます、その欠損が13年、14年、15年と続きまして、16年からはなくなりました。このことが主な要因で昨年度1,125万3,571円あったものが、今年度247万6,856円となりまして、877万6,715円の減額になったものと思われまます。

以上です。

○藤原建志議長 杉田建設課長、答弁。

○杉田泰明建設課長 お答え申し上げます。

流用につきましては、いずれも汚水事業及び雨水事業の築造工事に関連いたしまして、委託料、工事請負費から補償、補填及び賠償金への流用でございます。この内容につきましては、雨水、汚水工事の築造工事に際しまして既設占用物等の関係で、当初想定していた場所と異なる場所に埋設されており、工事を進める上でやむを得ず移設を必要としたものでございます。そのために流用させていただきました。

以上でございます。

○藤原建志議長 5番、山中基充議員。

○5番（山中基充議員） 5番、山中です。再質疑を行わせていただきます。

不納欠損、収入未済の理由を問いますと、今申し上げたように、不明とかさまざま無理からぬところもあるのかなというふうには察せられますけれども、毎年こういったことで発生をしてしまうと、ただ徴収努力というものは続けられていると思うのですけれども、行政報告書を見ますと、今回何か13、14、15年度ということで大口の法人の分が減ったということで、一気にその不納欠損額の数が800万円ほど、数字が減っているということでありますけれども、そういった徴収努力というものをほかに、これはそういった特殊要因によるものかということですが、これは不納欠損にしても収入未済にしても解消に動かなくてはいけないというのは当然のことなので、そういったものを今年度こういった形で取り組まれたということについてお伺いをさせていただきます。

さらに、19ページ、20ページ等の補償関係、流用関係について大体今後工事の請負といたしますか、最初に工事を受けて、入札等で工事を発注して、そしてその後随意契約で変えたりする場合もありまして、そういった場合の説明でも大体今回の流用でも工事を最初に積算していた状況から水道管が出てきたとかガス管とぶつかったとか、そういったことで改めざるを得なかったというご説明があるのですけれども、そういった例えば水道企業団とかとのコンセンサスといたしますか、話し合いとかそういったものが事前に起きないような取り組みというのは行われているのかどうかということについて、調査は当然かけていらっしゃると思うのですけれども、そこら辺の取り組みについて改めてお伺いをいたします。

○藤原建志議長 吉田業務課長、答弁。

○吉田文夫業務課長 お答えいたします。

今年度ということでございますけれども、月に何日か予定を決めまして徴収等に当たっております。今

年度、公共料金を申し上げますと約37.7%、8月までに収納されております。

以上です。

○藤原建志議長 杉田建設課長、答弁。

○杉田泰明建設課長 お答え申し上げます。

下水道管渠の布設工事につきましては、ご存じのとおり公道の占有をしまいでございます。公道の占有物件といたしましては、他の占有物件に比べて一番最後となる場合が多いわけでございます。当然設計に際しましては、電気、水道、電話、ガス、さらには既設の排水管等、それぞれの管理者に対しまして、位置確認をお願い申し上げまして、立ち会いにより確認しているところでございます。また、必要に応じて設計段階で試掘等を行い、確認しているところでございます。

しかしながら、工事の実施に際しまして、先ほども申し上げましたが、既設物件、殊に採納されております水道管等につきましては、管理図面の占有位置と実際の占有位置が大きく異なる場合が多々ございまして、その場合、可能な限り下水道の本管、この占有位置等を変更する等の調整等は行ってまいりますが、下水道管渠の構造上自然流下でございます。また、自然の流下でございまして、高低差を変えるところは大変難しく、また道路付近の狭い道路におきましては、やむを得ず他の占有物件を移設させていただくということになりまして、そのようなことから今回は流用で対応させていただきました。

以上でございます。

○藤原建志議長 よろしいですか。

○5番(山中基充議員) 了解です。

○藤原建志議長 6番、大山茂議員。

○6番(大山茂議員) 6番、大山です。1点質疑させていただきます。

18ページにあります污水管渠築造等工事のうち事故繰越し分として1,807万1,000円と計上されております。この繰越しについては、昨年の予算を審議した議会のときにも説明はされていたかと思いますが、その繰越しに関する状況について、予定どおりの執行であったのかを含めて、もう少し詳しい説明をしていただきたいと思います。

○藤原建志議長 杉田建設課長、答弁。

○杉田泰明建設課長 お答え申し上げます。

事故繰越しの1,871万円につきましては、平成15年度の公共下水道築造工事(上広谷一4)でございます。これにつきましては、工事に際しまして、先ほども申し上げましたが、水道管、ガス管等図面と異なる位置で占有されている等、困難がございましたが、何とか工期限内に完成を目標にまいりました。しかしながら、幅1.2メートル、深さ1メートルの既設のボックスカルバート、これの下を污水管渠が約2.3メートルの深さで下越しをする横断箇所がございます。この箇所におきまして原因不明の湧水が発生いたしました。このことにより作業員の安全確保及び現場の安全確保を優先し、検討いたしました結果、それらの対策に期間を要しました。これによって事故繰越しとさせていただきます。

以上でございます。

○藤原建志議長 6番、大山茂議員。

○6番(大山茂議員) 現場の作業における状況、また安全対策ということで時期を要したというふうな

ことでの繰越しの内容については理解しました。

下水道の関係のこれらの工事については、市民生活ということを考えると、どんな工事についても一日も早い完了が望まれるものです。ただいまの内容の事情については、理解するところではありますが、極力次年度に繰越すというふうなことを避ける方法に努めていただくことを求めまして、質疑を終わります。

○藤原建志議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声〕

○藤原建志議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○藤原建志議長 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○藤原建志議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。



### ◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤原建志議長 日程第5、坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件（議案第15号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○伊利 仁管理者 ただいま議題となっております議案第15号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして提案の理由を申し上げます。

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律が公布されたことに伴い、所要の改正をいたしたく、本案を提出した次第であります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○藤原建志議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○藤原建志議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○藤原建志議長 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○藤原建志議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



### ◎日程について

○藤原建志議長 お諮りいたします。

日程第6、埼玉県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の財産処分について（議案第16号）及び日程第7、埼玉県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約の一部変更について（議案第17号）の2件を一括議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○藤原建志議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。



### ◎議案第16号及び議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤原建志議長 日程第6、埼玉県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の財産処分について（議案第16号）及び日程第7、埼玉県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約の一部変更について（議案第17号）の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○伊利 仁管理者 ただいま議題となっております議案第16号 埼玉県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の財産処分について及び議案第17号 埼玉県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約の一部変更についてにつきましては、関連がありますので、一括して提案の理由を申し上げます。

本年10月1日に予定されております市町村合併に伴う埼玉県市町村職員退職手当組合組織員数の減少及び財産処分並びに組合組織員数の増加及び規約の一部変更について、関係自治体の協議が必要なことから、地方自治法第290条の規定により、本案を提出した次第であります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明いたします。

○藤原建志議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○藤原建志議長 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○藤原建志議長 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○藤原建志議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○藤原建志議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



### ◎一般質問

○藤原建志議長 日程第8、一般質問を行います。

通告者は2人であります。順次質問を許可します。

5番、山中基充議員。

○5番（山中基充議員） 5番、山中基充です。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、坂戸、鶴ヶ島下水道組合におきます私の一般質問を行わせていただきます。

まず、第1問といたしまして、下水道に対する地震防災対策についてお伺いをいたします。今年度当組合といたしまして、新潟県中越地震で多大な被害を受けた新潟県下水道公社、魚沼市にある堀之内浄化センターに伺いました。地震災害は、日本各地で起こり得る可能性があり、地震を初めとした災害対策へ下水道組合としても万全の体制が望まれているところでございます。そこでお伺いをいたします。

(1)として、下水道組合における防災対策、防災マニュアル等についてお伺いをいたします。

(2)として、構成市との協議などについてお伺いをいたします。

(3)として、施設の耐震化への取り組みについてお伺いをいたします。

(4)として、災害時、被災者の女性の割合に比べて防災担当の女性職員が少ないという懸念が、これは具体的な例として挙げられております。こういったことについてどう考慮をされているかについても重ねてお伺いをさせていただきます。

続いて、大きな2番目として、アスベスト対策についてお伺いをいたします。アスベストは、粉じんを吸い込むと、がんの一種である中皮腫を引き起こすと言われており、アスベストに関連する工場等がある地域はもちろんのこと、学校施設や公共住宅、公共施設などへのアスベストの使用の可能性があるため、各地において早急な使用実態や健康被害の調査が進められております。下水道組合においての現状と対策についてお伺いをいたします。

(1)として、下水道組合施設に関してのアスベスト使用の調査、その対策についてお伺いをいたします。

(2)として、その安全性など結果等の広報、またそれらに対する相談体制についてお伺いをいたしまして、1回目の質問といたします。

○藤原建志議長 田中事務局長、答弁。

○田中浅男事務局長 それでは、お答えをいたします。

まず、下水道組合におきますところの防災対策、防災マニュアルについてでございますが、こちらにつきましては、下水道施設につきましては拠点施設でございます処理場、ポンプ場がございます。そしてまた、線的施設といたしましては、下水道の管路がございます。この二つに大きく大別されるわけでございます。特に下水管路につきましては、雨水管も含めまして、現在道路下でございますが、約410キロメートルを超える長さが布設されておりまして、これらを管理いたしております。

ご案内のように、下水管路につきましては、自然流下の構造でございますので、内水圧ではもたないということが下水道施設の特徴でございます。この防災対策の基本といたしましては、私ども職員一人一人が下水道施設の構造と機能をよく知ることが最も重要なことと思っております。どのような場所に地震の被害を受けますと、どのようなことが発生するのか、またこれとは逆に機能障害が発生した場合、その被害場所を推定できるよう日ごろからの意識が重要であろうというふうに思っております。

しかし、先ほどお話がございましたように、災害につきましてはある日突然発生いたします。そのようなことから、少ない人数におきましても、まずもっての初動対応はとれるようなマニュアルの策定というものは大切なものというふうに認識をいたしております。

下水道組合といたしましては、現在マニュアル化されたものにつきましてはまだございませんので、本年7月21日でございますが、震災・風水害時職員行動計画マニュアル策定部会を設置いたしまして、現在この策定作業に当たっているところでございます。この策定部会につきましては、各課の主査、主幹級職員6名で構成をいたしまして、次長職1名をこれにアドバイザーとして向けておりまして、全部で7名で組織をいたしております。本年度中にこの行動計画を策定する予定で現在取り組みをさせていただいております。

次に、構成市との協議などがございますが、坂戸市地域防災計画及び鶴ヶ島市地域防災計画におきまして、それぞれ下水道施設の維持管理、復旧につきましては、下水道組合が担当するものと位置づけをされております。今後におきましても情報交換、連絡、協力態勢等の強化に努めてまいりたいと考えております。

す。

次に、下水道施設の耐震化への取り組みに関しましてお答えをいたします。平成7年1月に発生をいたしました兵庫県南部地震につきましては、大変下水道施設におきましても大きな被害を与えました。このような被災の経験で得られましたそれぞれの実態調査に基づきますところの知見によりまして、下水道施設の耐震設計の考え方が大幅に変更されました。これによりまして下水道施設の地震対策指針と解説など関連いたします基準が平成9年に改定をされたところでございます。現在進めております石井水処理センターの増設工事及び大谷川雨水ポンプ場の工事につきましては、この新基準に基づきます構造検査によりまして耐震設計の実施をいたしております。地震によりましてところの剪断破壊、これが一番大きく影響するわけですが、これに対抗するようなコンクリートにおきましてところの鉄筋量の増加、そしてまた破壊を最小限に食いとめるために各構造物間に継ぎ目を有効に配置するといったようなことで設計を行っております。

また、下水道管の耐震化につきましては、マンホールと下水道管の接合部、ここに一番のGの力が集約されるわけですが、この地震の力をそれぞれ吸収するためにゴム継ぎ手を設ける等、耐震化を図っているところでございます。また、先ほどお話がございましたように、平成16年10月23日に発生いたしました新潟県中越地震におきましては、これまた下水道施設へ大きな被害を与えました。この被害の原因につきましては、魚沼市の先ほどの堀之内の浄化センターも視察をさせていただきましたが、地盤の液状化によりましてところの被害が非常に大きく働いたように考えられます。この地盤の液状化対応が大変重要なものというふうに思っております。このために処理場の拠点施設につきましては、杭基礎等によりまして、深い位置でそれぞれの施設をまず支持するという構造にいたしております。また、管路につきましては地質調査等を行いまして、液状化の検討もいたして、それぞれの設計計画を立てておるところでございます。

しかしながら、自然災害に対します構造物の計算につきましては、すべて過去の実績、そして予測に基づきますところの想定の上で計算を行っておりますので、何と申しましてもそれぞれ私どもも持っております施設につきましては、日々の維持管理に注意をすることが最も重要と考えておまして、注意深く管理をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、防災担当の女性職員の関係でございますが、当組合につきましては、先ほどお話し申し上げましたように、地震時の役割といたしましては下水道施設の復旧対策活動を行うこととなっております。状況によりまして女性職員が必要な場合には、構成市でございます坂戸市、鶴ヶ島市と連携をとりながら対応してまいりたいと考えております。

次に、アスベスト対策に関しましてお答えをいたします。現在アスベストの関係につきましては、大変健康被害等は問題視されておまして、緊急の対応が求められているところでございまして、議員さんのお話のように、現在国土交通省、総務省からそれぞれの実態調査が行われております。これより以前でございますが、このアスベスト問題につきましては昭和62年当時にもやはり問題視されました。当時の建設省から石綿及び石綿を含む材料・機材の取扱いに関します当面の方針という通知がございました。この通知の方針に基づきまして下水道組合ではその当時も現地の調査を行いました。これによりまして、危険性の高いと指摘されておりました青石綿が使われている施設が2施設ございまして、北坂戸の水処理センタ

一、それから富士見中継ポンプ場の一部にこの青石綿が使用されておりましたので、平成元年にすべて除去工事を行いまして、取り除き作業を完了いたしております。

また、現在使用実態の調査が行われております吹付けアスベスト等の使用の状況につきましては、設計図書及び現地におきますところの目視確認によりまして現地の調査を現在行っているところでございまして、アスベストそのものが建設材料として使用されている箇所はございませんが、国の調査対象となっておりますアスベストの含有されている可能性のある吹付け建材を使用し、分析調査が必要と思われる施設が下水道施設といたしましては、4施設現在確認されております。これらの4施設につきましては、分析調査等を行いまして、石綿含有率が1%を超え、なおかつ飛散性のある建材等につきましては、その状況に応じまして対応をできるだけ速やかに実施してまいりたいというふうに考えております。

また、その他断熱材ですとか防音材として使用されているアスベストが含有されている可能性があります建材につきましては、すべてセメント等で固着をされている状態でございまして、飛散することはないものと考えられますが、しかしながらこれらの建材につきましても劣化等によりまして、将来的な飛散も懸念されるわけでございます。したがいまして、解体処分するとき等につきましては、これらの対策を講じなければならないものというふうに認識をいたしておりますが、今後分析等を行いまして、国のそれぞれの通知、基準等をもとに対応してまいりたいと考えております。

また、安全性の広報の関係でございますが、下水道組合の施設につきましては一般の人の立ち入る場所ではないことから、これらの施設に携わります職員等へ周知をまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤原建志議長 5番、山中基充議員。

○5番（山中基充議員） 5番、山中です。再質問を行わせていただきます。

今防災対策にいたしましても、アスベスト対策にいたしましても、当組合として真摯に取り組まれているという姿勢が答弁の中からも察せられるところでございまして、今後しっかりと、また速やかに取り組んでいただければなというふうに思っております。

その中で1点確認的に再質問をさせていただくのですけれども、まず初動態勢と申しますか、災害が起きたときの初動態勢として、今プロジェクトをつくって策定をしているというところでございますけれども、特に堀之内浄化センターでお伺いして印象に残ったのは、その担当の課長さん、その担当者が被災を受けて、そして結局はお隣の市から歩いて現場に行ったというふうにお伺いをしています。また、現場をわかる人がいなければなかなか初動態勢もとらづらいのかなと思っておりますけれども、こういった職員の初動態勢と申しますか、については今現状でこういった形をとられることになっているのかについて確認のためにご質問をさせていただきます。

それで、またアスベストに対しましては、今まさに調査中ということでございまして、この調査自体にも一説だと1カ月ぐらいかかって、費用もかなりかかるというふうにも伺っておりますけれども、そういったものに関してもしっかりと対応は今後なされていって、またそういうさまざま不適切なものがあれば速やかに配慮していくという取り組みを伺いました。今後その推移をしっかりと見守っていきたいものですけれども、真摯にこういったことについては取り組んでいただいて、また市民からご不安の声に関しましては、しっかりと対応していただきたいということは、こちらの要望にさせていただきます。

1点、この初動態勢についてお伺いいたします。

○藤原建志議長 田中事務局長、答弁。

○田中浅男事務局長 災害時の初動態勢でございますが、先ほども申し上げましたように、将来的な問題といたしましては、現在行動計画におきまして、いろいろと今議論をしているところでございます。現状におきます初動態勢といたしましては、各それぞれの施設の課長を中心といたしまして、それぞれの施設ごとに初動態勢をとるということで現在進めております。それぞれの職場におきまして課長を中心としたこれらの体制で現在臨んでおるところでございます、これをさらに強化したいというふうに思って現在策定を進めているところでございまして、これを早目に策定したいと考えております。

以上でございます。

○藤原建志議長 よろしいですか。

○5番(山中基充議員) はい。

○藤原建志議長 次に、6番、大山茂議員。

○6番(大山茂議員) 6番、大山です。ただいまより通告に従いまして、大谷川雨水ポンプ場建設について一般質問を行います。

平成11年8月の集中豪雨による荒川においてのバックウオーター、これにより坂戸市の東部が床上浸水などの水害に見舞われました。赤尾地区の住民が消防組合のボートにより救出される、そのような状況もありました。そのような水害、バックウオーターから市民生活を守るために関係各方面との協議が進められ、強制排水、ポンプアップにより水害を防ぐということで話がまとめられ、国土交通省が樋門を設置した後に関係者の協力により排水機場を設置するというで協議が調ったという経過であると認識しております。そして、下水道組合を事業者として大谷川雨水ポンプ場を建設することになったと認識しております。このポンプ場が市民生活の安全、安心のために大きな役割を果たすものであってほしいという願いから、このポンプ場建設に関して事業者としての下水道組合としての考えについて質問をいたします。

第1点、水害対策として準備されてきた経過及び現在の進捗状況について。

第2点、工事完成時の水害を防ぐ有効性、その機能についてはいかがでしょうか。

2点の質問をさせていただきます。

○藤原建志議長 田中事務局長、答弁。

○田中浅男事務局長 お答えをいたします。

まず、大谷川雨水ポンプ場建設につきましての水害対策として準備をされてきた経過に関しましてお答えをいたします。ご承知のとおり、大谷川の流域におきましては、平成11年8月、集中豪雨によりまして小畔川、越辺川からの逆流の影響も受けまして、支線であります大谷川の流域で甚大な浸水被害が発生をいたしました。この災害を機にいち早く地域住民の皆様によりますところの大谷川流域水害対策促進期成同盟会が結成されました。これとあわせまして坂戸市を中心といたしまして大谷川流域関係4市によります大谷川流域浸水対策推進協議会も設立をされまして、この水害対策につきまして種々の協議と活動がなされました。この結果、国土交通省によりまして平成15年度から実施をされております入間川、越辺川等緊急対策事業の一環でございます大谷川浸水対策事業は実施することになったと認識をいたしております。具体的には、降水時におきますところの越辺川からの逆流防止のため樋門の設置を国土交通省荒川上

流河川事務所が施工をいたしております。本年中に完了と伺っております。

しかし、この樋門を閉め切りますと内水を排水する必要がございます。この強制排除をするためにポンプ場が必要となるわけでございます。このポンプ場の建設事業は、流域4市で行うこととなったわけでございます。あわせまして、この設置事業の施行につきまして下水道事業として実施する方針が決定をされたことと承知をいたしております。この決定に従いまして平成14年1月でございますが、大谷川流域浸水対策推進協議会より坂戸、鶴ヶ島下水道組合に対しまして、下水道事業としてポンプ場建設実施の依頼を受けたところでございます。下水道組合では、この要請に基づきまして、都市計画法並びに下水道法規定の法手続を平成14年度に開始をいたしまして、平成16年3月にはこれら法手続、一連のものが完了いたしました。現在工事実施に向けまして本年6月本組合の定例議会でご議決をいただきました日本下水道事業団と大谷川雨水ポンプ場の建設工事委託に関する基本協定を締結したところでございます。なお、平成19年度完成予定で現在仕事を進めさせていただいております。

次に、工事完成時におきます水害を防ぐ有効性に関しましてお答えをいたします。水害を防ぐ有効性、すなわちポンプ能力と考えられますが、まずポンプ場建設には、河川管理上の条件がまず一つ大きい問題がございます。これとあわせまして降雨によりまして雨水が集まる諸要素を想定して、それぞれ計画をされます。やはり無制限にポンプ排水をされますと、放流先の河川整備の設計条件を超えまして堤防の破壊を招くものに相なるわけでございます。越辺川へのポンプ排水につきましては、流域面積100ヘクタール当たり毎秒1立方メートル、これがポンプの排水能力の限度とされております。大谷川の流域面積は、約2,100ヘクタールでございますので、毎秒21立方メートルがポンプ排水の限界値と相なるわけでございます。また、降雨、雨が降ったときに雨水が集まる要素といたしましては、降雨強度と呼びますが、雨の降る強さ、これが一番の要素として大きい要素がございます。そして、流出量でございますが、これは雨の落ちた場所によりまして変わります。屋根に降った水は、すべて流れ出しますが、畑ではやはり流れ出さずに浸透水も計画いたします。そして、その放流先、一番末端に雨水が集まるまでにどのくらいの時間を要するかという、この三つが計画上で一番の大きい要素でございます。これらの条件、要素を総合的に勘案いたしまして、ポンプ場の規模は、段階的に整備することとさせていただきます。

今回建設するポンプ場につきましては、財政面等も含めまして、これら諸条件からポンプ排水限界値の2分の1相当、毎秒10.5立方メートルの排水能力でございます。この量は、平たく申し上げますと学校の25メートルプールを約35秒程度で排水するポンプ能力でございます。また、ポンプにつきましても毎秒5.25立方メートルのものを2台設置いたしまして、危険負担の分散を図りまして、そしてさらにまた維持管理の効率性も考慮したもので、極めて水害に対しまして効果の高い施設というふうに認識をいたしております。

以上でございます。

○藤原建志議長 6番、大山茂議員。

○6番(大山茂議員) それでは、再質問をさせていただきます。

その機能などについては、今丁寧に説明いただきましたが、この2台、財政上の事情もあるというふうなことでありましたが、2台設置というふうなことでありますが、目いっぱい機能を果たしていくということでは、4台していくことが望ましいわけですが、この4台を完成させていく見通しについてはい

かがでしょうか。

1点再質問です。

- 藤原建志議長 田中事務局長、答弁。
- 田中浅男事務局長 お答えをいたします。

先ほどお話し申し上げましたように、ポンプ能力の決定につきましては、雨水がどの程度流れ出すかということが大きい要素でございます。先ほど申しましたように雨水の流れ出す要素は、先ほど3大要素を申し上げましたが、雨の降る強さ、それから雨の流れ出す量、流出量、流出係数といたしますが、これは付近の土地利用がどのように利用されているのか、宅地化しますとやはり流出量はふえるわけでございまして、現在の計画につきましては、先ほど申しましたように、限界値の2分の1でございますが、これは周辺がまだ宅地化の率が比較的少ないということから、この規模で排水能力は足りるということでございまして、これからにつきましてもやはり周辺の土地利用の形態、これらを総合的にしんしゃく、勘案いたしまして、これからのポンプ場のあり方、増設等につきましては、検討すべきものというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

- 藤原建志議長 よろしいですか。
- 6番(大山 茂議員) はい。
- 藤原建志議長 以上をもって一般質問を終結いたします。



### ◎議長のあいさつ

- 藤原建志議長 以上、今期定例会の議事はすべて終了いたしました。

閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

平成17年9月第3回定例議会、皆様方のご協力によりまして無事終了することができました。本当にありがとうございます。朝夕めっきり涼しくなりましたが、議員各位におかれましては、体にご自愛をいただき、両市発展のためますますご活躍されることをご祈念申し上げまして、簡単ではございますが、ごあいさつといたします。



### ◎管理者のあいさつ

- 藤原建志議長 管理者からごあいさつをお願い申し上げます。

伊利管理者。

- 伊利 仁管理者 それでは、議長のお許しをいただきましたので、閉会に当たりまして御礼のごあいさつを申し上げます。

本日は平成17年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合定例会に際しまして早朝よりご出席を賜り、ご提案

申し上げました諸案件に対しまして慎重ご審査を賜り、いずれも原案どおりの承認、可決を賜りました。心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。

なお、審議のご過程、あるいはまた一般質問を通しまして議員各位から、それぞれ貴重なご示唆、ご提言もいただいたところでございます。真摯に受けとめまして、また議会の意を最大限に尊重させていただき、今後とも下水道事業の普及、促進、そしてまた施設の安全運転管理に遺漏なきよう万全を期してまいり所存でございますので、変わらざるご指導を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

また、このたび副管理者の品川鶴ヶ島市長さんにおかれましては、ご勇退の意思を表明をいたしておるところでございます。顧みますと12年の長きにわたりまして本組合の副管理者として、管理者を支え、そして本組合の進展のために多大なるご尽力をいただきました。そのご功績は、本組合の歴史の中に燦然と輝き続けていくものと信じます。改めてここに深く、深く敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

なお、この後におきましてもご健勝にて本組合の進展に対しまして大所高所からのご指導、ご支援を賜りますようお願いを申し上げる次第であります。

いよいよあすから10月でございますが、秋本番となります。しのぎやすい時期を迎えるわけですが、季節の変わり目でございます。議員各位におかれましては、それぞれご自愛を賜りまして、ご健勝にてご活躍賜りますようにご祈念申し上げ、閉会に当たりましての御礼のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○藤原建志議長 続きまして、副管理者からごあいさつをお願い申し上げます。

品川副管理者。

○品川義雄副管理者 ただいまは大変貴重な時間を頂戴いたしまして、ごあいさつをさせていただく機会をいただき、ありがとうございます。また、伊利管理者からご丁寧な今お言葉を頂戴し、心から感激しているところでございます。

平成5年の11月から市長職をお預かりし、ちょうど3期12年になったわけですが、この間下水道組合の事業進捗、隔世の感があるわけですが、普及率から見ても当時は多分30%前後だったと思えますけれども、今や坂戸市におきましては60%超え、鶴ヶ島におきましても60%に近づいている、そういう中で、これまで一番大事とされてきた都市基盤の最も重要な下水道事業につきまして議員の皆様のご支援の中で私も宮崎管理者、伊利管理者のもとで副管理者として携わらせていただいたことを心から感謝いたしております。

下水道は、申すまでもなく、やがて60%を超えていきますと、どちらかという建設の時代から維持管理の時代に入ってきているのだらうと思えますが、今いずれにいたしましても、建設と維持と両々相まってこれからの下水道運営をやらざるを得ない、そういう時代に入ってきていると思えますが、しかし建設といたしましても、ある時期普及率1%を上げるのは国家予算で1兆円を超えなければ1%上げられないという時代がございました。そんなことを考えますと、よくここまで坂戸、鶴ヶ島下水道組合は普及率を上げていただいたなど、宮崎、伊利、両管理者のこれまでの努力と、そして議会皆様方の多くの並々ならぬご支援、ご協力と、そしていつもながらの温かいご協力があったことだと思っております。

これからさらに一層下水道につきましては、ただ下水を排水するというだけではなくて、今申したとおり都市下水路も含めて洪水問題、水害問題等、大きな課題を抱えてくるであろうと予測されます。スタッ

フ、職員も常日ごろ非常に熱心に活躍しておりますことを私も目の当たりにして、坂戸、鶴ヶ島下水道組合の将来は決して心配することはないと安心しておるところでございます。どうか、これからはさらに一層、なかなか目に見えない、地下に潜ってしまう下水道事業でありますけれども、巨大装置としての下水道の維持管理、さらに一層議会の皆様方のご指導、ご援助をいただきながら、下水道組合がさらに一層機能を果たしていきますことを心からご祈念申し上げたいと思います。

議員の皆様方におかれましては、いよいよ12月議会を前にしての大切な時期でありましょう。どうかそれぞれの議員の皆さん、ご自愛の上、さらに一層市民の福祉と市政進展のためにご尽力くださいますことを心からご祈念申し上げまして、意は十分尽くせませんが、お礼のごあいさつといたします。ありがとうございました。



**◎閉会の宣告**

(午前11時13分)

○藤原建志議長 これをもって平成17年9月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の議事を閉じ、閉会といたします。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成17年 月 日

議 長 藤 原 建 志

署 名 議 員 石 川 清

署 名 議 員 山 中 基 充